

## 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

045	藤沢都市計画都市高速鉄道1号線	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
騒音・振動（鉄道騒音、鉄道振動）	<p>①高架部周辺に対する騒音、振動対策について 高架部においては、騒音、振動レベルが大きく、かつ、影響が広範囲に及ぶことが懸念されるため、事業者が予定している対策に加え、さらに次の騒音、振動低減対策を講じること。</p> <p>○防音壁対策 防音壁の効果的な形状の採用、防音壁への吸音材装着等により転動音の低減を図る必要がある。さらに、防音壁の高さのかさ上、干渉型防音装置の使用等についても、日照、景観に及ぼす影響を考慮しつつ検討すること。</p> <p>○構造物対策 構造物の重量化及び箱桁の採用により、構造物音及び振動の低減を図ること。</p> <p>○車両対策 今後車両を導入するに当たっては、自重の軽量化や車両下部から発生するモーター音等の低減を図ること。</p> <p>○保守管理体制の確立 レールの波状摩耗等に伴う騒音、振動の増幅防止のため、適正な保守管理体制を確立すること。</p> <p>○運行対策 相模鉄道いずみ野線との並走等による騒音、振動の影響を緩和させるため、相互のダイヤ調整を行うこと。</p> <p>○軌道対策 軌道に使用する防振材については、さらに効果のある材質が開発された場合には、積極的に採用すること。</p>	<p>①高架部周辺に対する騒音、振動について</p> <p>○防音壁対策 防音壁（高さ：1.85m）の設置やバラストマット付きバラスト軌道の採用等の対策に加え、新たに逆L型防音壁（高さ：1.85m、張り出し部：0.7m）及び吸音材を設置する。さらに、より防音効果が高い防音壁の形状、高さ等を検討するとともに、干渉型防音装置の騒音低減効果が実証された場合には、諸対策の抜本的な見直しと合わせ、その採用について検討する。</p> <p>○構造物対策 構造物の重量化及びコンクリートの箱桁の採用により構造物音及び振動の低減を図る。</p> <p>○車両対策 今後車両を導入するに当たっては、車両メーカーと協議し、軽量化に努めるとともに、搭載機器の低騒音化等に努める。</p> <p>○保守管理体制の確立 現在行っている保守管理体制の充実を図り、騒音、振動の増幅防止に努める。</p> <p>○運行対策 ダイヤ調整について極力並走しないよう努める。</p> <p>○軌道対策 今後、さらに効果のある材質が開発された場合には、積極的に採用する。</p>
	<p>②トンネル坑口部における騒音の影響について トンネル坑口部における騒音の影響について具体的予測、評価を行い、結果によっては、適切な騒音低減対策を講じること。</p>	<p>②トンネル坑口部における騒音の影響について 供用されている相模鉄道いずみ野線（緑園都市から弥生台）で実測した結果から大きな影響はないと予測しているが、周辺環境を考慮し、トンネル坑口部付近に吸音材の設置を検討する。</p>
	<p>③トンネル部の振動の影響について 第一種住居専用地域における土破りは比較的浅く、鉄道振動が伝播しやすいため、振動を極力低減させるよう検討すること。</p>	<p>③トンネル部の振動の影響について トンネル部には、バラスト道床等を採用しているが、比較的土破りの浅いトンネル部には、さらに重量化等の対策を検討する。</p>

	<p>④モニタリングについて                  供用後における鉄道騒音、振動の状況を把握するため、事業者の責務として騒音、振動測定を行うこと。その際、測定の方法、時期、場所等を予め明らかにするとともに、測定結果を公開し、万一、予測評価書案に示された対策に加え、新たな対策を講じた場合に理論的な解析により予測される騒音、振動レベルを上回るような事態となった場合は、同対策以外の対策をさらに講じること。</p>	<p>④モニタリングについて                  事業実施予定者は、騒音、振動測定を行い、予測値と実測値を比較し検証するとともに、横浜市公害対策審議会建議（昭和49年7月30日公審第2号）の趣旨を踏まえ、沿線の住環境に与える影響を把握する。なお、測定実施に先立ち、測定方法等を明らかにした計画書を県に提出するとともに、測定結果についても県に報告し、要望があれば一般に公開する。万一、実測値が予測値を上回るような事態となった場合には、運行計画を含めて適切に対応する。</p>
騒音・振動（建設作業騒音）	<p>①住宅に対する影響について                  計画路線周辺には、第一種住居専用地域に指定されている閑静な住宅地があるため、建設作業騒音の影響を極力低減するための対策を講じること。</p>	<p>①住宅に対する影響について                  工事実施に当たっては、周辺住民と、騒音対策について十分話し合いを行い、設置が可能な場所には工事作業帯の周囲に高さ3mの仮囲いを設置し、建設作業騒音の低減を図る。</p>
	<p>②教育施設に与える影響について                  計画路線南側には教育施設が近接して立地しているため、建設作業騒音が教育環境に与える影響について教室配置等を踏まえた予測評価を行い、結果によっては適切な騒音低減対策を講じること</p>	<p>②教育施設に与える影響について                  建設作業位置から約35m離れている湘南台幼稚園においては、工事作業帯に高さ3mの仮囲いを設置することにより園舎付近で59ホン以下になると予測されるが、さらに同幼稚園と騒音対策について話し合いを行い、幼稚園の敷地境界に高さ3mの防音壁を設置することにより、54ホン以下に低減させられると予測される。また、建設作業位置から約140m離れている湘南台中学校の校舎付近では、防音壁等の設置がなくても59ホン以下になると予測されるが、教室は建設作業位置と反対側にあるため、教室内ではさらに低減されると予測される。</p>
	<p>③夜間工事の影響について                  夜間工事を行う場合は、建設作業騒音、振動を極力低減するための対策を講じること。</p>	<p>③夜間工事の影響について                  やむを得ず夜間工事を行う場合は、事前に沿線住民に知らせ理解を求めるとともに、極力工事期間を短縮するよう努め、さらに低騒音の工法や建設機械を採用する。</p>
景観	<p>高架橋は、路線近傍の住居や高架下付近のサイクリングロード利用者に対して圧迫感を与える等の影響が予測される。このため、影響を軽減するための高架橋の形状、みどりの配置等について検討すること。</p>	<p>今後、詳細設計に当たり、防音壁及び橋脚等への表面処理等によるデザイン、構造物の細部形状及び排水管処理等について検討する。なお、側道への植栽等については、関係機関と協議の上検討する。</p>